

主な障害者施設等火災対策の今後の対応案

平成26年2月6日

番号	対応の概要	対応案
1	共同住宅の一室において行う、救護施設における居宅生活訓練事業やサテライト型の障害者グループホーム事業であって、共用部分を有していないものは、その利用実態から、令別表第一(5)項口(共同住宅)の一部として取扱うことが適切である。	左記に係る用途判定の運用について通知(運用指針)で周知予定
2	全ての従業員が一定の知識を持ち、火災時に適切に対応することができるよう、採用時をはじめとして定期的に教育を実施していくことが必要である。そのためには、消防計画を作成する際に、従業員への教育の時期が記載されるように福祉部局及び消防本部から指導助言するとともに、従業員への教育等の内容が適切なものとなるよう、立入検査等の機会において指導を行っていくことが必要である。	必要な措置を検討し、適宜通知等で周知
3	消防訓練を行う際に、建物構造や入居者の特性、具体的な避難経路等施設の実情を考慮し、その効果を高めていく工夫が必要である。そのためには、消防本部等が施設に対して重点的に訓練指導を実施するとともに、「小規模社会福祉施設用の避難訓練マニュアル」や、他の施設で実践している参考となる事例について、福祉部局を通じて事業者にも周知し、効果的な訓練の実施について働きかけていくことが重要である。	
4	地域コミュニティと連携して訓練を行うとともに、通報や応援体制においても積極的に地域と施設の連携を図ることが必要である。こうした近隣との協力体制を構築するためには、施設は、常日頃から、地域住民とのつながりの場を提供し、地域での自発的活動に積極的に参加するなど地域への貢献や交流を図ることが重要である。	
5	障害者の状態が多岐にわたることや、訓練により火災時の対応が向上することが考えられることなども鑑み、今後、障害者施設等の実態において、運用上の課題が生じた場合は、認定調査項目以外によって火災時の避難の容易性が確認できる方法についての検討を行い、検討結果に応じて制度の見直しを図るなどの対応もするべきである。	
6	認定調査の結果について障害者本人又はその代理人が市町村に開示請求し、事業所が本人の了解を得た上で上記要件を満たさない旨を所轄の消防機関に提出するといった運用が考えられるところである。ただし、その手続きについては引き続き関係行政機関で調整を行い、円滑な対応ができるよう措置する必要がある。	市町村の手続きの実務上の課題等については、制度施行後の状況等も踏まえつつ、引き続き検討
7	消防庁において、施設での夜間の介助者の常駐状況や、自力での避難又は声かけ等の誘導で避難できる者の割合などの実態を確認した。	アンケート調査の結果を踏まえて、今回の検討部会で議論
8	避難の安全性が確保されたバルコニー等を活用できる建物や、排煙のための開口を有しており余裕時間が加算できる建物などについては、消防法施行令第32条の規定適用除外を活用し、消防長又は消防署長が認めた場合には避難時間の検証の要件を緩和することも考えられる。	詳細について今回の検討部会で議論し、その結果を踏まえて通知等で周知
9	より施工しやすく、安価なスプリンクラー設備や、寝たきりの方や乳児の就寝に配慮した設備などが供給されるよう、関係者に働きかけることが重要である。	消防庁の「消防防災科学技術研究推進制度」を活用し、「小規模な社会福祉施設等に適した簡易な自動消火設備の研究開発」を促進
10	既存の施設で入居者の状況に応じた判断を行う場合には、入居者の変動等に配慮し、一定の期間の状況を確認した上で判断を行う必要があることから、その旨を関係行政機関等に周知することが必要である。	判断に要する期間については、今回の検討部会にて検討

番号	対応の概要	対応案
11	<p>本件火災の出火元とされる製品は、火災発生のおそれがあるとしてリコールの対象となっていたものである。こうした情報は、製造業者が公表しているほか、消費者庁等で取りまとめて公表をしているが、福祉部局においても、障害者施設等に対して情報が適切に伝わるような措置を講じることが望ましい。</p>	<p>厚生労働省を通じて定期的に情報提供する方法を検討中</p>
12	<p>消防部局、福祉部局、建築部局等の関係機関が情報を共有し、連携して対応することが不可欠である。防火関係規定に不備が指摘された事業者から関係機関に対して適切な改善計画を提出させるなど、その後の改善指導に的確に結びつけていくための体制を構築するよう、厚生労働省、国土交通省、消防庁がそれぞれの関係する地方公共団体に働きかけをすることが必要である。</p>	
13	<p>利用者がスプリンクラー設備が設置されている等の防火上の措置に関する情報を適切に把握できるよう、各事業所の情報開示の自主的な取り組みを促すことが必要である。また、違反対象物の情報提供は利用者にとって有効であるため、重大な消防法令違反のある建物をホームページ等において公表する「違反対象物の公表制度」について、平成26年4月以降、政令指定都市の消防本部等を中心として実施を促進していくこととしている。</p>	<p>必要な措置を検討し、適宜通知等で周知</p>
14	<p>障害者施設等における、(6)項口又はハのいずれに該当するか、又は入居者の障害の状態に応じた例外に該当するか否かについては、スプリンクラー設備の設置など施設の運営に大きな影響を与えることとなる。また、障害者等の火災時の対応については、一律の判断が難しく、各消防機関において実態の判断や指導等が困難となる場合も想定されるところである。こうした状況を踏まえ、消防庁において、消防機関に対する上記判定についての標準的な考え方を整理して提示することが必要である。</p>	<p>本検討部会とは別に既存の検討の場等を活用して、実務上の課題等について引き続き検討</p>